

東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセス説明会の質疑応答について(青森会場:2017年3月23日)

説明会において、受領したご意見・質問等と回答となります。
募集プロセスに関連したのもののみ掲載しております。

項番	意見・質問等	回答
1	現在、設備認定を取得済の案件があり、今年度のFIT価格22円(風力発電)を確定するために手続きを進めようと思っている。FIT価格確定のためには契約申込みが必要であり、本プロセス終了後に系統連系申込みの提出を考えているが、その場合FIT価格が平成30年度単価になるのではないかと疑問がある。これを阻止し平成28年度単価を維持する方法はあるか。	【東北電力株式会社より回答】 FIT法に定める発電設備の設備認定を保有しているのであれば、募集要領P29の6.3「同時申込みについて」に記載のとおり、本プロセスの成立前でも接続検討の申込みと同時に契約申込みを行うことができます。よって、期日は少ないが平成29年3月31日までに東北電力に契約申込み(同時申込み)を書類不備なく提出いただき、受付が完了となれば平成28年度単価を保有した状態でプロセスに参加することができます。ただし、本プロセスに参加し、最終的に優先系統連系希望者とならなければ、取得済の設備認定は失効となるのでご留意いただきたい。
2	募集要領P23の3.1「工事費負担金の算出方法」、3.2「入札前の接続検討(第2段階)における工事費負担金の回答内容」およびP27の4.1「工事費負担金補償金」の内容について詳しく聞きたい。	3.1については、入札後に実施する再接続検討における工事費負担金の算出方法を記載しているものであります。 3.2については、入札前に実施する接続検討(第2段階)における工事費負担金の算出方法を記載しているものであります。全ての応募者が連系等を行うことを前提とした工事費負担金概算の算出となる点が3.1とは異なっております。 また、4.1は、プロセス完了後に優先系統連系希望者が系統連系を辞退することによって、他の優先系統連系希望者の工事費負担金が増加すること(※共用する設備工事費用の負担割合増)を防ぐことを目的に実施する工事費負担金補償契約について記載したものに なります。
3	応募申込書に記載した最大受電電力については申込書提出後に減少方向に変更することは可能なのか。	応募以降の出力の最大受電電力の変更は、他応募者の検討内容等に影響を与えるため増減を問わず原則として認めません。 減少を許容した場合、応募する際の最大受電電力を過大に設定したうえで応募してくる可能性があります。その場合、応募者に回答する接続検討の工事内容が必要以上に大規模となり、高額な工事費負担金や長期間の工期を回答することにつながるため、入札を控えさせたり、接続検討の回答内容が形骸化してしまうことが懸念されます。 なお、募集プロセス完了後の最大受電電力減少については、工事費負担金補償契約に基づく工事費負担金補償金を負担する前提で協議可能となりますので、東北電力の窓口にご相談願います。
4	これまで、電源線工事は事業者が施設することになっていたと認識しているが、その認識でよいか。また、説明会資料P26では電源線工事負担金工事で実施できるように見えるが、その場合、連系地点をどこに指定すればよいか。	【東北電力株式会社より回答】 電源線については事業者様にて自営線として施設することも、工事費負担金をお支払いいただき東北電力にて施設とすることもできます。希望する連系地点および施設者を指定し応募いただければいずれの場合も対応いたします。ただし、当社にて施設する場合で連系地点付近に多くの応募があった場合は、効率的な設備形成とすべくより多くの方で共用するよう検討するため、自営線と比較して工事が大規模となり工期も長期化する可能性もありますのでご留意されますようお願いいたします。
5	FIT法改正により設備認定が失効した場合や、本プロセスの応募により確保していた接続枠を開放することで生まれる連系可能枠というのは今回のプロセスの工事完了を待たずに接続できる枠になると思っているが、その枠が大きく生まれたときには誰のところに降りてくるのか。今回のプロセスの上位者がその枠を獲得することができるのか、とった場合には本プロセスの工事終了を待たず接続できるということになるのか。	改正FIT法の設備認定失効や本プロセスの開始によって生じる空容量については、すべて本プロセスで使用する接続枠となるため、優先連系系統希望者がその枠を獲得することになります。
6	本プロセスに参加した場合の工事費の支払い方法について聞きたい。 募集要領P18に第2次保証金について記載があり、(3)a.第1次保証金と同額の入札負担金の5%を各段階で支払うと理解したが、残りの負担金はいつ支払えばよいか。	【東北電力株式会社より回答】 本プロセス完了後に、優先系統連系希望者となった事業者様から契約申込みを提出いただき東北電力で本検討を実施いたします。その後、契約申込みに関する連系承諾と工事費負担金契約の締結を実施いたしますので、残りの負担金についてはその際にご請求いたします。
7	暫定的な対策による早期連系(以後、暫定連系という。)の申込前(入札前)に暫定連系に関わる対策費用等を参考に知ることとは可能か。また、暫定連系申込後に諸事情によりこれを取りやめる場合にペナルティはあるのか。	【東北電力株式会社より回答】 暫定連系の希望については、入札の受付段階でその意思を提示していただくこととしております。それ以前において暫定連系についての情報を開示できるものはございません。なお、共同負担意思確認時点までには、個別に暫定対策における工事とその費用についてお知らせすることで考えています。 暫定連系に必要な対策工事については、事業者様から工事費負担金を申し受けた上で実施いたします。仮に既に工事を実施している状況で暫定連系を辞退される場合には、それまでにかかった実費分はお支払いいただくこととなります。その他、ペナルティとして申し受けるものは特段ございません。
8	契約締結後に支払う工事費負担金は一括前払いか。	【東北電力株式会社より回答】 ご理解のとおりです。原則、一括前払いでお願いしております。
9	本プロセスは最短でも11年を要する長期の工事であるが、この間に事業がおぼつかなくなった場合に他社あるいは自社の他事業のほうに本事業を譲渡することは可能か。	発電場所や発電設備等が異なる他の案件等に接続枠を譲渡することはできません。 なお、事業承継は可能です。事業譲渡を実施する際は、東北電力の窓口にご相談願います。
10	説明会資料P15「新旧費用負担ルールの適用について」に関して聞きたい。 平成24年度、25年度単価を予定していた事業者が新費用負担ルールを選択した場合、申込済の契約申込みを取り下げたものとみなすと記載されているが、これは平成24年度、25年度単価から下がってしまうということが。その場合どの時点の単価となるのか。	新費用負担ルールを選択した場合は、申込済の契約申込みを取り下げたものとみなすため、募集プロセス完了後に再度契約申込みを提出するか、募集プロセスの成立前に契約申込み(同時申込み)を再提出する必要があります。仮に太陽光発電設備で平成29年3月31日までに同時申込みが完了すれば、270日ルールが適用となることから、平成29年度単価が適用となる見込みです。単価に関わる詳細については資源エネルギー庁にご確認をお願いいたします。
11	本プロセスの期間が長くなると思うがその間にSPCを使って申し込みの地位を他に移転することは可能か。	事業の承継は可能です。詳細な手続き方法については東北電力の窓口にご相談願います。

東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセス説明会の質疑応答について(宮城会場:2017年3月28日)

説明会において、受領したご意見・質問等と回答となります。
募集プロセスに関連したもののみ掲載しております。

項番	意見・質問等	回答
1	「暫定的な対策による早期連系」について、どの程度の期間にて連系可能となるのか。 募集要領別紙5の「入札対象工事実施後における募集対象エリアの空容量マッピング」において、空容量のある連系地点については、本プロセス成立後、連系に関する工事ならびに暫定対策工事を完了した際には、連系が可能であると認識してよいのか。	【東北電力株式会社より回答】 暫定連系については、当社の基幹系統がループ系統であることから、どの地点にどの程度の応募があるかが予見できない現時点においては、その対策を検討することができません。このため、開札による優先系統連系希望者の決定時に、どの地点にどの程度の連系となるかを確認した上で、暫定連系の適用の可否をお知らせします。なお、暫定連系に伴う工事費・工期については、その後検討しお知らせします。
2	「暫定的な対策による早期連系」について、「暫定連系に必要な設備工事の工期・費用は、当社にて検討を実施し、個別にお知らせします。」とのことであるが、本プロセスのスケジュールのどの時期になるのか。	【東北電力株式会社より回答】 共同負担意志確認の前までに、優先系統連系希望者（落札者）へご提示させていただきます。
3	接続検討（第1段階）の検討結果において、応募者に対し、より有利な連系点をご提案いただけるのか。ご提案いただけないのであれば回答結果（概算工事費）を踏まえ、接続検討（第2段階）時に連系規模や連系点を見直すことは可能か。	原則として応募締切り以降の応募書類の変更（最大受電電力含む）は認めておりませんのでご理解願います。 通常の接続検討であれば複数の検討申込みにより、比較し事業性を判断していただけるが、本プロセスは、系統連系を希望しているものの工事費負担金が高額であるため系統連系が進まない希望者に対する負担金低減を図るのが目的であることから、本プロセス中に連系点や最大受電電力を変更されると、他の応募者へ迷惑を掛けるものとなり、接続検討自体が形骸化してしまうため、ご理解願います。
4	項番3の関連であるが、すでに接続検討回答を受領済みだが、事業性を鑑み、申込内容（最大受電電力等）を見直して本プロセスに応募する場合はどのような扱いとなるのか。	【東北電力株式会社より回答】 回答受領済みの接続検討申込みの内容を見直すのであれば、変更した内容を反映した接続検討申込みの様式・資料等を再作成いただき、本プロセスには新規案件として応募願います。
5	項番3に関連して、本プロセス完了後の申込み内容の変更は可能か。	本プロセス完了後の最大受電電力の減少は可能です。ただし、その際は、変更後の最大受電電力分の工事費負担金と、最大受電電力の減少分に応じた工事費負担金補償金を納めていただくものとなります。
6	現時点にて系統連系し売電を開始しているが、自家消費電力を見直し、最大受電電力（認可出力以内）をアップしたい。この場合、旧単価の維持はどのようになるのか。	【東北電力株式会社より回答】 御社の事案については、詳細に伺った上でお答えしたいことから、個別に対応させていただきます。
7	本プロセスが成立しないと暫定連系もありえないのか。入札不調の場合、連系時期はさらに伸びると認識していいのか。	入札不調の場合、系統増強規模の縮小（縮小できる増強工事案がある場合）、追加負担可能額の確認や、再入札（縮小できる増強工事案がある場合）を行なうなどの取り組みを行います。その場合において、本プロセス開始以降に既契約申込者が契約申込みを取下げ、送電系統に空容量が生じているときは、空容量の範囲内で系統連系順位の高い方から連系可能とします。
8	「暫定的な対策による早期連系」のスケジュールについて、「開札後、優先系統連系希望者（落札者）の決定通知時に、暫定連系の可否をお知らせする」とのことだが、もし暫定連系が適用できない場合、本プロセスを辞退した場合の保証金の扱いについて伺いたい。	入札の結果、優先系統連系希望者（落札者）が暫定対策を受けることができないため、辞退した場合、本プロセスが遅延し、他の優先連系希望者が不利益を被ることから、これを抑制するため第1次保証金を設けております。よってこの場合、保証金は没収いたします。
9	F I Tの売電単価について、本プロセスの完了が平成30年9月上旬頃との説明であるが、これまで東北電力に対して、接続契約申込等を提出していない新規応募の場合、平成30年度売電単価しか適用できないのか。平成29年度単価の適用はないのか。	【東北電力株式会社より回答】 改正FIT法に基づく新たな制度で申請される事業者については、認定制度が「設備認定」から「事業計画認定」へ変更となり、「事業計画認定」を取得（※接続契約締結後）した日が属する年度単価が適用されることとなっております。仮に本プロセスが滞りなく進行し、平成30年9月に完了した場合、優先系統連系希望者（落札者）から契約申込みを提出いただき、契約申込みに対する詳細検討（6ヶ月程度）が終了した後に接続契約の締結となるため、平成31年4月以降に「事業計画認定」が取得可能となる見込みである点を予めご了承承願いたします。
10	「暫定的な対策による早期連系」について、必要な設備工事の工期・費用を入札前に知らせてもらえないのか。	【東北電力株式会社より回答】 暫定連系の希望については、入札の受付段階でその意思を提示していただくこととしております。それ以前において暫定連系についての情報を開示できるものはございません。なお、共同負担意志確認時点までには、個別に暫定対策における工事とその費用についてお知らせすることで考えています。
11	工事費負担金について、本プロセスを平成30年9月頃完了目途としているが、工事費負担金の支払いはどの時期になるのか。	【東北電力株式会社より回答】 工事費負担金の支払いは、本プロセス完了後に実施する接続契約締結時に請求することとしております。仮に本プロセスが滞りなく進行し、平成30年9月に完了した場合、優先系統連系希望者（落札者）から契約申込みを提出いただき、契約申込みに対する詳細検討（約6ヶ月）が終了した後に接続契約の締結となるため、平成31年4月頃の請求となる見込みです。
12	「暫定的な対策による早期連系」について、系統事故等に電源制御を行うとのことであるが、年間どの程度の時間を見込んでいるのか。これは、30日等出力制御枠による年間360時間以内と認識していいのか。	【東北電力株式会社より回答】 暫定連系による電源制御は、系統事故に伴う設備の過負荷対策や周波数維持等が目的です。系統事故は頻繁に発生するものではありませんが、発生時に系統に与える影響が大きい場合もあります。系統事故により過負荷等が発生する場合は、これが解消されるまでの間は抑制を行うものですが、系統事故は予見できないため抑制する時間を想定することは困難です。 また、FIT法施行規則では、電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合に、無補償での出力制御の上限を年間360時間などと規定する一方で、それ以外の事由により出力制御する場合の上限規定はありません。このため、暫定連系における電源制御を適用する時間については、30日等出力制御枠による年間360時間には含まれないこととなります。 【補足説明】 資源エネルギー庁の系統WG（第9回）において、「系統連系の導入拡大のために、電源制御を受け入れる・協力を行う事業者について、電源制御を行った場合には、全体の出力制御日数が年間30日に到達しない見込みの時までは、30日等の日数にカウントしても、公平性に反することとはならないものとする。」との見解が示されました。この内容については、今後、資源エネルギー庁より「出力制御の公平性の確保に係るガイドライン」として公表される見通しとなっております。 これより、当ガイドラインの公表以降、その趣旨に基づき対応するものと考えております。

項番	意見・質問等	回答
13	「暫定的な対策による早期連系」における対策について、入札対象工事範囲内である秋田変電所から西仙台変電所間のアクセス送電線構築ルート上のエリアの応募者のみが該当するのか。	【東北電力株式会社より回答】 本プロセス募集対象エリア内におけるループ系統事故に対しての対策のため暫定連系対策は、募集対象エリア全域が対象となります。
14	「暫定的な対策による早期連系」に必要な工事費について、本プロセスの工事費負担金とは別に支払わなければならないのか。暫定の工事の一部が、本プロセスにおける対象工事と重複するものはないのか。	【東北電力株式会社より回答】 暫定連系に関する対策工事は、本プロセスの対象工事の完了後は、不要となる設備と考えております。このため、暫定連系に必要な費用は、本プロセスの対象工事の工事費負担金とは別にお支払いいただきます。具体的な費用は当社にて検討を実施し、個別にお知らせいたします。また、その費用については、暫定連系の適用を希望する発電事業者に全てご負担いただきます。 なお、暫定の工事の一部について、本プロセスにおける対象工事の完了後も使用することが効率的となる場合には、重複するケースもあるものと考えます。

東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセス説明会の質疑応答について(岩手会場:2017年3月29日)

説明会において、受領したご意見・質問等と回答となります。
募集プロセスに関連したものとのみ掲載しております。

項番	意見・質問等	回答
1	バイオマス発電を計画しているが、以前の接続検討（接続検討中）から燃料、混焼比率等が変わる場合はどのような影響があるか。	【東北電力株式会社より回答】 募集プロセス開始前に提出いただいている接続検討書類一式において、燃料や混焼比率等の変更により記載内容が変更となる様式、資料等については、募集プロセス応募時に再提出いただく必要があります。 【補足説明】 新費用負担ルールにおいては、混焼燃料が変わると一般負担の上限適用の電源種別が変わりますが、混焼比率が変わっても一般負担の上限額は変わりません。
2	応募受付件数と応募容量について県別および電源種別で提示いただけるのか。（募集要領P42）	ローカルエリアは他事業者の情報が特定される可能性があるのが難しいですが、エリア全体の電源種別については提示できるかは検討したい。
3	暫定連系に係る費用・工期等の条件を確認した上で、暫定連系を辞退することは可能か。	【東北電力株式会社より回答】 暫定連系に関する資料のP4に記載の「共同負担意思確認」までに暫定連系に係る条件を提示することとしております。このため、この時点までにおける辞退は可能です。なお、本募集プロセス完了後、暫定連系に係る工事に着手している場合における辞退については、実費を申し受けることとなりますので、ご注意ください。
4	以前、154kV連系において単独での連系を前提とした接続検討を申込んだ際に、接続端子数の制約で連系不可との回答があった。本募集プロセスにおいても同様か。	【東北電力株式会社より回答】 ひとつの送電線に連系可能な接続端子の上限数は、保護リレーの制約により4端子までとなっております。以前の接続検討においては5端子以上となる状況であり、保護リレーを新たに開発するための費用が高額となることを見込まれるため、現実的ではないと判断し、接続は難しいと回答しました。 本募集プロセスにおきましても、保護リレーの制約は同様となります。このため、接続端子の上限数をこえる応募がある場合には、代替として新たな送電線の建設などを検討することとします。
5	詳細設計まで行っていないため、応募申込書に記載したkWを後日変更するのは可能か。	最大受電電力の変更を許容すると、他の応募者の工事費算定や工期などに影響するため、応募以降の最大受電電力の変更は、原則として、認めておりません。 ただし、本プロセス完了後の最大受電電力の減少は可能です。ただし、その際は、変更後の最大受電電力分の工事費負担金と、最大受電電力の減少分に応じた工事費負担金補償金を納めていただくものとなります。
6	説明資料P53（2）入札対象工事費が全て一般負担となった場合どうなるか。（最低入札額でもよいのか）	最低入札額で良いが、プロセスが成立しない場合もありますので、可能な範囲で高い入札額としていただければと考えます。
7	暫定連系が出来ないとした場合、11年後の連系になるが支払時期について確認したい。	【東北電力株式会社より回答】 工事費負担金については、募集プロセス完了後、優先系統連系希望者となった事業者から契約申込みを提出いただき、詳細検討を実施した後に請求させていただきます。事業者毎に要する個別の工事費については、工事工程に合わせた支払時期を設定する等、協議可能な場合もあるため、個別に窓口にご相談ください。
8	接続検討申込書の発電開始希望日は、入札対象工事の完了予定時期を考慮し、平成41年以降と記載しなければならないか。	【東北電力株式会社より回答】 募集プロセス応募時に提出いただく接続検討申込書の連系開始希望日は、ご希望の連系開始希望日を記載のうえ提出いただくことで問題ありません。実際の連系可能日については、暫定連系の可否、対策内容等を含め、別途協議させていただきます。
9	暫定連系を行う場合、電源制御の頻度や抑制時間の見通しについて具体的数値の提示は可能か。	【東北電力株式会社より回答】 今回の電源制御は系統事故時に行う制御であること、またどの地点にどの程度の応募があるか見通せないことから、具体的数値の提示は困難です。
10	工事費負担金補償契約の文案は、いつ頃、示されるのか。入札前には確認させて頂きたいと考えている。	ご要望を踏まえ、再接続検討回答時にあわせて文案を提示する方向で検討いたします。
11	暫定連系に必要な工事費とは、電源制御等の対策に係る工事費のみと考えて良いか。	【東北電力株式会社より回答】 ご理解のとおりです。募集プロセスにおいて系統連系に必要な費用のほか、暫定連系を行うためには、電源制御等の対策に係る工事費が必要となります。
12	① 工事費負担金は入札保証金とは別に支払わなければいけないのか。 ② 入札後にいくらぐらい払えるのかという確認があると思うが、入札額に加えてどのくらいの額を払えるのか、という確認になるのか。 ③ 暫定連系にあたり、過去の系統事故および作業停止の実績を提示してもらえるか。	① 入札保証金（第一次、第二次）で支払っていただいた10%分（5%、5%）は工事費負担金に充当され、残りの工事費負担金を負担いただきます。 ② 別紙9入札の成立条件を満たさない場合の対応になるが、ご理解のとおり、ステップ2として入札額に加えてどのくらいの額を負担可能であるのか、追加負担可能額の確認を行います。 【東北電力株式会社より回答】 ③ 系統事故の実績については、東北電力との間で守秘義務を締結していただくことで提示は可能です。

東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセス説明会の質疑応答について(秋田会場:2017年3月30日)

説明会において、受領したご意見・質問等と回答となります。
募集プロセスに関連したもののみ掲載しております。

項番	意見・質問等	回答
1	国の方針「長期エネルギー需給見通し」によると、水力・地熱発電はベースロード電源として原子力発電の低減を図るよう示されている。しかし、第8回系統WGにて東北電力が提出した接続可能容量の中で、原子力発電が235万kWと先取りした形となっている。水力・地熱発電は原子力発電の枠内で実施するべきものではないか。また、水力・地熱発電が今回の募集プロセスの対象となる理由を教えてください。	【東北電力株式会社より回答】 募集プロセスにおいては、電源種別による区別はなく、入札を通じて送電系統に連系するための容量を確保するルールとなっており、ご理解ください。 【広域機関より回答】 募集プロセスだけではなく、通常の接続検討等においても送配電等業務指針に決められたルールに基づき、電源種別によらず平等に扱い運営しています。このルールについては経済産業大臣の認可承認を得たものですので、ご理解ください。
2	(項番1と関連した質問) 国の方針によると、水力・地熱発電等により原子力発電を置き換えることを見込むとある。これより、水力・地熱発電等は募集プロセスの対象外として連系できるのではないのか。	【東北電力株式会社より回答】 系統アクセスのルールに基づき、電源種別によらず原子力発電を含め連系承諾した上で送電系統に連系するための容量を確保しています。このため、このたび系統に連系するためには、水力・地熱発電等においても募集プロセスに参加頂く必要があります。
3	全体の容量280万kWに対して系統の増強に約11年かかると記述があるが、11年後の電力の需給計画はあるのか。具体的に検討し推定したデータ等あれば教えてください。	【東北電力株式会社より回答】 11年後の需給計画については、具体的にお示しできるものはありません。このため、募集プロセスにて系統増強の計画を立案し実行していくものであります。今回の募集容量280万kWについては、平成28年6月末までに当社に対し系統連系の申込みがあった総計です。なお、今回、募集要領に概略として示した基幹系統の増強により、280万kWの電源については、全量連系可能となる見込みです。
4	プロセスにおいて、入札対象工事の選定の考え方を見直しているそうだが、今回の北部エリア募集プロセスにおいては、入札時に提示する入札対象工事に新しい考え方ものを反映させるのか教えてください。	募集プロセスの入札対象工事選定の考え方としては、HPに掲載されている通り、受容性のある範囲にて連系可能量を最大限確保できる内容のものを選定しています。しかし、今回の募集プロセスにおいては、実際に280万kWの連系意思が事前に把握できているため、この連系量を確保できる範囲でのスタートとしています。ただし、280万kWを大きく上回る場合においては、相応な工事案を提示させていただくこととなりますが、工事の規模が大きくなり、工期も延びるものと考えられます。
5	P54の入札対象工事の工事完了予定について、工期は11年となっているが、作業の工程について教えてください。また、用地交渉はどうなっているのか教えてください。	【東北電力株式会社より回答】 現時点においては詳細設計までは行っておらず、具体的な作業工程についても決定していません。工期については、過去の実績からおおよそ11年としています。また、用地については、本募集プロセスが成立した後に着手する調査工事において用地交渉を行っていきます。
6	募集プロセスが始まったことから、プロセスに応募して最終的に優先系統連系希望者とならないと、連系できないということか。	東北北部エリアに関しては、新たな連系にあたっては上位系統の増強、整備が必要な状態となっており、本プロセスが開始されました。連系にあたっては、今回の募集プロセスに応募の上、入札して優先連系希望者となり、最終的に東北電力と接続契約を締結する必要があります。
7	今回の応募容量が、募集容量280万kWに満たない場合については、増強規模を縮小したものに変更となるのか。また、本募集プロセス中に発生した空き容量の状況は教えてください。	【東北電力株式会社より回答】 実際の応募容量が少なかった場合については、応募容量に見合うよう増強規模の見直しを行うこともありえます。また、空き容量については随時更新を行うが、本募集プロセス中に既契約申込者の辞退等により発生した空きについては、優先的に本募集プロセスで使用することとしており、本募集プロセス終了までは空きのない状態となります。 【広域機関より回答】 本募集プロセスにおいては、入札負担金単価に応じて系統連系順位が付与されますが、説明会資料P33に記載しているとおり、既契約申込者の辞退に伴い空きができた場合においては、入札対象工事や暫定対策工事が終了していない場合においても早期に連系できる可能性があります。優位な系統連系順位となるメリットもことから、事業性のある範囲内で最大限の単価での入札をお願いいたします。
8	工事費負担金の支払いの時期について教えてください。	【東北電力株式会社より回答】 工事費負担金の支払いは、本プロセス完了後に実施する接続契約締結時に請求することとしています。仮に本プロセスが滞りなく進行し、平成30年9月に完了した場合、優先系統連系希望者（落札者）から契約申込みを提出いただき、契約申込みに対する詳細検討（約6ヶ月）が終了した後に接続契約の締結となるため、平成31年4月頃の請求となる見込みです。
9	増強規模縮小の可能性があると伺った。共同負担意思の確認の際、負担可能上限額も申告する必要があるが、増強規模の縮小がある場合には事前に通知されるのか。	【東北電力株式会社より回答】 増強規模を縮小する場合には、入札により決まる優先系統連系希望者（落札者）に対する再接続検討の回答においてお知らせします。これは、共同負担意思確認時点より前のタイミングとなります。 【広域機関より回答】 入札者が少なかった場合においては、増強規模の縮小を検討します。また、募集要領の別紙9に記載の通り、入札金が不足し入札の成立条件を満たさない場合においても、増強規模の縮小を検討し、募集プロセスを成立させる場合があります。
10	暫定連系の可能量はどの程度か。また、暫定連系に必要な工事の内容と費用については、いつ頃提示されるのか。	【東北電力株式会社より回答】 暫定連系の可能量については、連系量や連系点により状況が異なるため、一概にはお示しできません。また、暫定連系の希望については、入札の受付段階でその意思を提示していただくこととしております。それ以前において暫定連系についての情報を開示できるものはありません。なお、共同負担意思確認時点までには、個別に暫定対策における工事とその費用についてお知らせすることで考えています。
11	優先系統連系希望者として選出され、暫定連系が可能となった場合、暫定連系に必要な工事が長期化することで、受電開始日等に関する時間的な制約はあるのか。また、早期連系に伴い送電線の作業停止による抑制等余分にかかるデメリットもあるという認識でよいか。また、暫定連系に際し、何年以内に連系せねばならないとの条件はあるのか。	【東北電力株式会社より回答】 暫定連系については、東北電力にて検討の上で連系日をお知らせすることとなりますが、受電日の期限を設けるわけではなく、事業者さまと協議の上進めていくこととなります。 暫定連系による出力抑制の程度については、連系量や連系点により状況が異なるため、一概にはお示しできません。早期連系のメリットと、出力抑制による損失、暫定連系による工事費増加等のデメリットを比較検討の上でご判断ください。 なお、暫定連系に際しての連系期限については、現状では考えていません。